

《台風時、南海トラフ地震、弾道ミサイル発射等
非常時における研修講座の実施について》

1. 「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」発表や解除の状況による研修講座の実施の有無について

- 「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」の発表や解除の状況によって、次のように対応します。

	「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」の発表と解除の状況	講座実施の有無
①	午前7時までに県内の <u>全ての地域</u> において、「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が解除された場合	実施
②	午前7時を過ぎても県内の <u>いずれかの地域</u> に「特別警報」「暴風警報」又は「暴風雪警報」が継続して発表されている場合	中止
③	午前7時から午前10時までの間に県内の <u>いずれかの地域</u> に「特別警報」「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発表された場合	中止
④	午前10時以降に県内の <u>いずれかの地域</u> に「特別警報」「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発表された場合	直ちに中止

※午後からの半日講座については、午前7時→午前9時、午前10時→午後1時と読み替えます。

※ブロック別研修の実施の有無については、研修講座を開催する各教育研究所等の規定または判断によるものとします。

2. 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表による研修講座の実施の有無について

- ・研修等は原則予定通り実施します。ただし、各学校において情報収集に努める必要があることから、各学校の対応状況を確認のうえ、校長、園長等の指示に従い、可能であれば来所してください。
- なお、研修等を欠席する場合には、担当する班に連絡してください。

3. 「弾道ミサイル発射にかかる全国瞬時警報システム（Jアラート）」による情報伝達の状況による研修講座の実施の有無について

- 「弾道ミサイル発射にかかる全国瞬時警報システム（Jアラート）」による情報伝達の状況によって、以下の（1）～（3）のように対応します。また、研修等の実施中にJアラートが作動した場合は、センター職員の指示に従ってください。

- （1）「日本（三重県以外）の上空を通過した場合」及び「日本の領海外の海域に落下した場合」
 - ・研修等は予定通り実施します。Jアラートによる情報を確認した上で、交通状況等の情報を収集し、安全を確認し来所してください。
- （2）「三重県の上空を通過した場合」
 - ・研修等は原則予定通り実施します。児童生徒等の不安への対応等、各学校、園等で何らかの対応が必要になることも想定されることから、研修等を受講するか否かについては、校長、園長等の指示に従ってください。
 - なお、研修等を欠席する場合には、担当する班に連絡してください。
- （3）「日本の領土に落下した場合」
 - ・研修等は中止します。

4. 代替講座について

- ・基本研修については、後日に代替講座を実施します。
- ・基本研修以外については、原則中止とします。ただし、必要があれば代替講座を実施します。
- ・代替講座を実施する場合は、後日に連絡します。